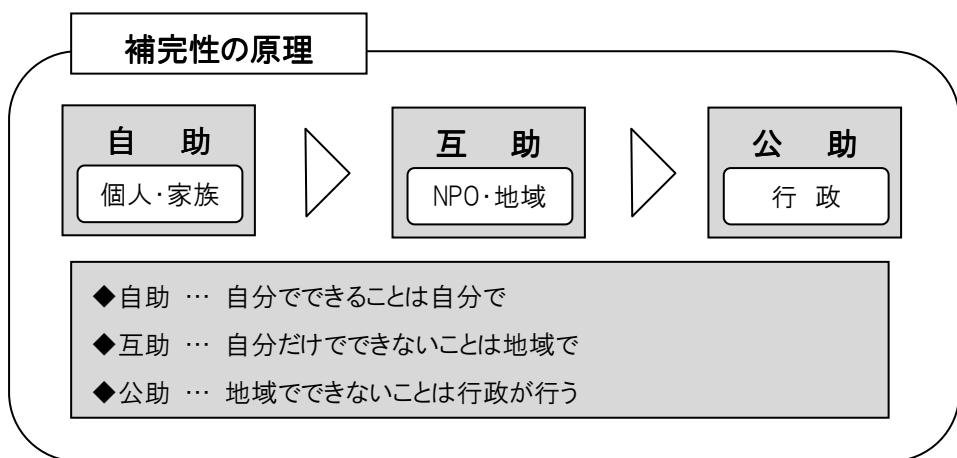


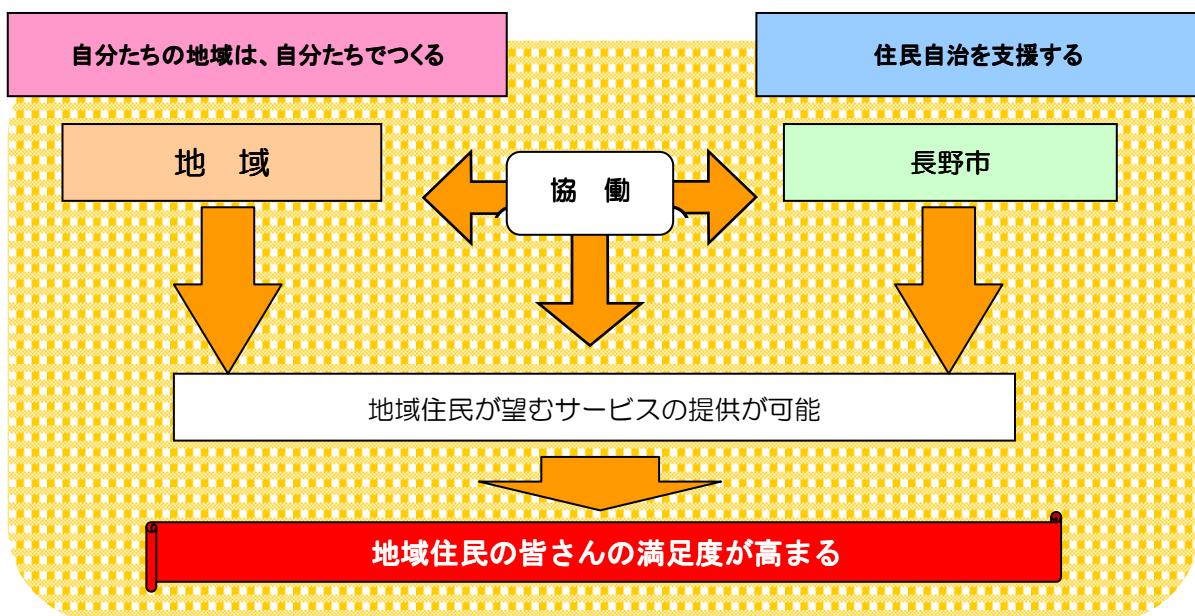
I 第三期長野市都市内分権推進計画の策定に当たって

1 都市内分権とは

長野市が推進する「都市内分権」とは、地域住民の皆さんと長野市が、自分でできることは自分で、自分でできないことは地域で、地域でできないことは行政で行う、という補完性の原理に基づいて適切に役割分担を行った上で、地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民の皆さんが「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って活動し、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのことをいいます。



長野市が推進する「都市内分権」のイメージ



2 都市内分権の必要性

長野市では、以前は公平性・公正性の確保の観点から全市画一的な施策を行い、地域ごとに異なる施策を行うことはあまりありませんでした。

しかし、それぞれの地域には、市街地、住宅地、中山間地などの地域特性もあり、住民の皆さんのニーズも地域により異なっている面があります。

こうした地域の住民ニーズや特性に配慮した施策が求められている中、地域の個性や声を生かしながら、地域の実態に即したまちづくりを行うために、都市内分権を推進するものです。

3 長野市都市内分権推進計画の第一期及び第二期計画での取組

平成18年度からの第一期計画では、都市内分権の必要性について市民皆さんに理解していただくとともに、各地区での住民自治協議会設置を促進し、平成21年には市内32地区すべてにおいて、住民自治協議会が設置されました。

平成22年度からの第二期計画では、「真の住民自治の確立を目指して」をキヤッチフレーズに掲げ、住民自治協議会の活動に対する人的・財政的支援の強化、各種団体に交付してきた補助金の一括交付金化、職員のボランティア支援体制の強化を図るなど、都市内分権の担い手である住民自治協議会の活動を市が積極的に支援することにより、住民が主役となったまちづくりを促進してきました。

4 第三期長野市都市内分権推進計画の策定趣旨

今後は、第一期及び第二期計画で掲げた市民との協働によるまちづくりの基本の方針を継承しつつ、地域のまちづくり活動を進める組織である住民自治協議会が更に発展し、その活動が持続可能な住民活動として定着していくことが必要です。

そのため、平成27年度からの都市内分権の推進については、住民自治協議会の活動が継続し、地域住民、行政連絡区、住民自治協議会、市がそれぞれ役割分担をしながら、協働してまちづくりを進めるための指針として、第三期長野市都市内分権推進計画を定めることとしました。

5 第三期長野市都市内分権推進計画の期間

第三期計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、平成28年度までの第四次長野市総合計画の次期計画との整合を図るために、必要に応じて見直しをしていきます。

なお、長野市と住民自治協議会の協働関係、相互の支援、市の役割等について定めた「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」及び条例に基づき締結された「住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定」を遵守しながら、都市内分権を進めています。

「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」

(平成 21 年 3 月 30 日長野市条例第 2 号)

(協働関係)

第3条 市及び住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係にあるものとする。

(相互の支援)

第5条 市は、前条の協定に基づき住民自治協議会が行う事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、必要な支援を行うものとする。

2 住民自治協議会は、市が実施する住民の福祉の増進に関する施策に協力し、支援を行うものとする。

「住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定」

(平成 21 年 4 月 20 日締結)

(市の役割)

第3条 市は、前条の規定により住民自治協議会が行う必須事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、住民自治協議会と協議の上、必要な支援を行うものとする。

(地域いきいき運営交付金の交付)

第4条 市は、第2条の規定により住民自治協議会が行う必須事務に関する活動を担保するとともに、住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を支援するため、条例第5条第1項の規定による必要な支援として、住民自治協議会に対し、予算の範囲内で地域いきいき運営交付金を交付するものとする。

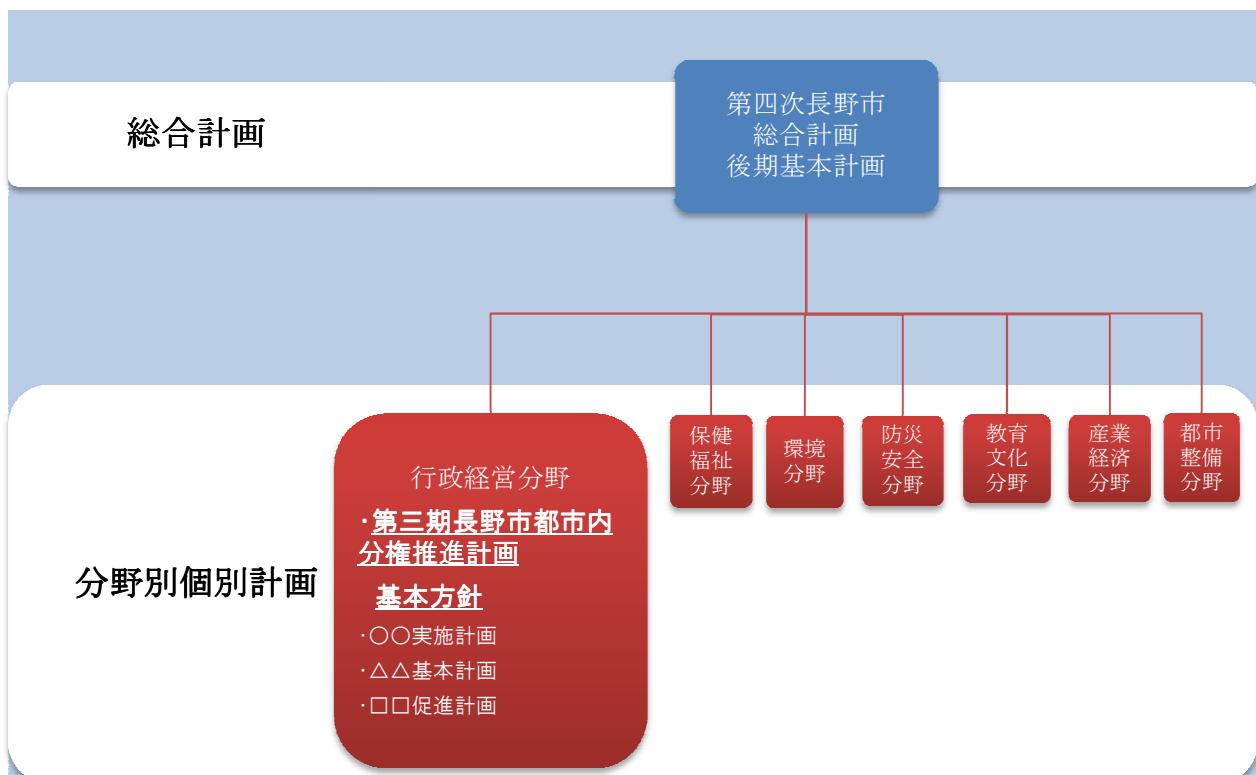
2 前項の地域いきいき運営交付金の年度ごとの交付金額については、住民自治協議会と市が協議の上、次条の年度協定で定める。

(原本では、住民自治協議会は「甲」、市は「乙」と表記されています。)

5 第三期長野市都市内分権推進計画の位置付け

本計画は、第四次長野市総合計画後期基本計画で示されている方向性を踏まえ、住民自治の推進や行政経営分野における都市内分権の推進に関する方針として位置付けるものです。

また、平成28年度までの第四次長野市総合計画の次期計画とも整合を図るために、必要に応じて見直しをしていきます。



Ⅱ 基本的な考え方

1 基本理念

第三期長野市都市内分権推進計画は、今後も都市内分権を継続的に推進するための基本的な指針を示すもので、次の基本理念に基づくものとします。

【基本理念】

都市内分権の担い手である住民自治協議会のより良い発展を図るとともに、住民自治協議会の活動を持続可能な住民活動として定着できるようにしていきます。

2 基本理念を実現させるために

地域住民、行政連絡区、住民自治協議会及び市が、それぞれ役割分担をして活動することが重要です。

○地域住民の役割

- ・行政連絡区や住民自治協議会などが実施する地域の活動に参加する。
- ・役員として組織の活動を支える。

○行政連絡区の代表者の役割

- ・地域住民から民主的に選出された代表者として、区を取りまとめる。
- ・行政連絡区個別事務を行う。
- ・住民自治協議会の役員として、住民自治協議会が行う事務のうち、行政連絡区において行う事務を分担する。

○住民自治協議会の役割

- ・地域の特性に応じたまちづくりを推進する。
- ・自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を実施する。
- ・市との協働に関する協定に基づく必須事務を実施する。

○市の役割

第四次長野市総合計画後期基本計画の目標

市民と行政が協働し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という都市内分権の理念の下にまちづくりを進めることで、持続・発展する

地域社会を実現し、“ながの”の存在感を向上させます。

- ・住民自治協議会と協働してまちづくり活動に取り組む。
- ・住民自治協議会が実施する自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を支援する。
- ・住民自治協議会が市との協定に基づき実施する必須事務を支援する。

(1) 住民自治協議会など地域への活動に対する市の支援体制

住民自治協議会など地域への市の支援は、住民自治協議会と市の役割分担を明確にした上で、支所長などの地区活動支援担当を中心に、都市内分権課ほか庁内担当課が専門的な立場から必要に応じて支援していきます。

また、住民自治協議会に対して必要な財政支援を行っていきます。

(2) 住民自治協議会の活動を継続させていくための取組

住民自治協議会を発展させ、持続可能な住民活動としていくためには、高齢化、人口減少等、時代の変化に対応した組織や活動内容の見直しなどを柔軟に行っていかなければなりません。そのためには必要な支援を行っていきます。

(3) 市民理解の促進及び市職員の意識改革

都市内分権を進めるために不可欠である市民理解の促進を図るとともに、市職員の更なる意識改革を進めます。

III 第二期長野市都市内分権推進計画での取組と評価

1 基本的な取組と評価

(1) 市の基本姿勢

住民自治協議会を協働のパートナーとして位置付け、市と対等の立場で協働に関する協定を締結し、地区のまちづくり活動に取り組む住民主体の地域づくりがスタートしました。

住民自治協議会の活動は、平成22年度の本格的な活動開始から5年目を迎える、定着しつつあります。

(2) 市職員の意識改革等

市の事務事業を行う上で、住民又は住民自治協議会に安易に依頼や要請を行うのではなく、その必要性や住民側の負担軽減について、十分に検討すべきであることを職員が意識するよう徐々に変化してきました。

(3) 市民理解の促進

平成24年度に実施したまちづくりアンケートでは、およそ6割の市民が住民自治協議会またはその活動を認識していると答えており、市民理解の促進が図られているものと考えますが、「よく分からない」と答えた方も4割いるため、更なる理解の促進が必要です。

(4) 人材の発掘・育成

市立公民館や生涯学習センターでは、地区内の人材発掘や育成を目的とした住民自治協議会公民館部会役員研修会や地域公民館の役員交流研修会などが開催されました。

こうした中で、住民自治協議会や地域公民館など地域で活躍する人材も育ち始め、法人を設立して市民農園事業に取り組む地区などの動きが見られました。

2 住民自治協議会の活動支援と評価

(1) 地区活動支援担当・支所等による支援

住民自治協議会の活動が本格的にスタートした直後、住民の主体性を尊重するあまり、「支所が遠くなった。」との声がありました。

そこで、支所長等を地区活動支援担当に任命し、地区のまちづくり活動の調整役に位置付けた結果、支所長等が住民自治協議会事務局長と連携し、行政と住民自治協議会との協働によるまちづくりを推進する体制を再構築することができました。

(2) 事業担当課による支援

住民自治協議会からの要請に応じて、それぞれの業務の担当課が所管する分野の情報提供を行いました。

また、住民自治協議会による地区まちづくり計画の策定・見直しに当たって、参考となる統計データの提示や分析、講演会の趣旨に応じた講師の紹介など、要請に応じて必要な支援を行いました。

その他、住民自治協議会が取り組む事業の実施に当たって、相談を受けたりアドバイスを行いました。

(3) 都市内分権課による支援

① 地区活動支援担当のバックアップ及び総合調整

平成 22 年度に地域振興部を創設し、都市内分権課を設置しました。都市内分権課は、支所を側面から支援するとともに、住民自治協議会に対する庁内の窓口となり、支所との連携の下、各地区のまちづくり活動を支援しました。

② 住民自治協議会連絡会の事務局

連絡会を開催することにより、地区間の情報交換の内容や市への住民自治協議会共通の提案や要望を直接聞く中で、住民自治協議会が直面する課題を適時に把握ができ、市との協働に活かしてきました。

③ 住民自治協議会の活動に対する相談等

1 年に 2 回程度定期的に住民自治協議会を訪問し、各地区の課題や地域での取組について意見交換をするとともに、事務や会計処理について必要なアドバイスを行うなど、適切な運営の支援に繋げてまいりました。

(4) 財政の支援

平成 22 年度に住民自治協議会を対象とした 3 つの財政支援策を創設しました。その後、平成 24 年度には、住民自治協議会自立支援補助金を創設しました。

① 地域いきいき運営交付金（全 32 地区）

できるだけ使途を限定せず柔軟な運用を可能としているため、各住民自治協議会の諸活動の財源として有効に活用されています。

「地域いきいき運営交付金」は、地域の世帯数に応じて変動する部分と、住民自治協議会事務局職員の人事費とで構成されています。

今後は、各地域ごとの特性を考慮し、交付額の算定に当たっては、「地域いきいき運営交付金」のあり方を検証した上で、他の財政支援策も含めて

見直しを行う必要があります。

② 地域やる気支援補助金（応募した地区）

地区課題の解決や地区の独自事業など、地区ごとに創意工夫された事業が実施され、地域の活性化に寄与するなど、住民自治協議会活動を促進する効果が見られました。

また、平成 25 年度から、同一地区での連続した事業実施に関する制約を廃止し、2 年度にわたる継続事業も可能としたほか、公開選考会を 2 月の開催とし、年度当初から事業に着手できるようにするなど、より利用しやすい制度となるように改善を図りました。

③ やまと支援交付金（中山間地域 13 地区）

支障木の伐採や市道の草刈り、野鼠駆除、除雪、買い物支援、農家民泊など、地域で考える幅広い課題に取り組むための財源として有効に活用されています。

その一方で、地域活性化推進員の必要性や他の財政支援策との関連性が不明確になっています。

④ 住民自治協議会自立支援（事務局長雇用経費）補助金（全 32 地区）

平成 25 年度末で 31 地区、平成 26 年度からは全 32 地区で事務局長が雇用され、役員の負担軽減や活動の継続性の確保、事務局機能の強化などにつなげることができました。

(5) 地域活性化推進員

中山間地域 13 地区に、「地域活性化推進員」を市の職員として配置し、地域課題の解決のために集落点検や、活性化対策、集落支援などの事業を行いました。

平成 24 年度からは住民自治協議会が直接雇用できるようにしました。

この結果、地域の独自課題を解決するための事業費への流用も認めたこともあり、地域における使途の自由度が高まったほか、地域における雇用創出にも効果がありました。

(6) 職員地区サポートチーム

職員地区サポートチーム制度については、課題が多かったこともあり、住民自治協議会の要請により地区活動支援担当が府内 LAN を活用し、全市職員に対して各地区の住民自治協議会活動へのボランティアを募る方法に移行した結果、意欲ある職員が自主的な判断で活動に参加する形が出来上がりました。

3 新たな仕組みづくりの検討

(1) 各種団体の見直し

国や県との協議を視野に入れた各種団体のあり方に関する見直しについては、その団体が存続している根拠や歴史的経過、またその団体の関係先も様々であることなどから、具体的な検討は進みませんでした。

また、補助金等の一括交付金化については、長野市から地域へ交付されている様々な補助金等について検討した結果、スポーツ事業補助金については、平成24年度から「地域いきいき運営交付金」に含めることとしましたが、その他の補助金については関係法令等により、その目的に応じて交付されているため、見直しは進みませんでした。

(2) 地域総合事務所構想

地域総合事務所構想については、住民自治協議会の成熟状況や、市民の皆さんの意見を十分に聞きながら必要に応じて検討することとしていました。

しかし、地域総合事務所を設置する地域の選定が困難であること、総合事務所を設置した場合の効果等が明確でないこと等に加えて、現状は支所機能を維持する方向にあることから、現段階では検討は凍結しています。

(3) 自治基本条例の制定

自治基本条例については、長野市議会等において条例制定の検討を求める意見がありましたが、住民自治への市民意識の高まりを見極めながら検討していくこととしています。

また、自治基本条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定めていくという考え方の下、その都度、市民との十分な協議を経て、必要となる事項について条例化することを検討し、将来、その集大成として条例を整備することとしています。

(4) 住民自治協議会の法人化等についての対応

住民自治協議会が活動する上で法人格が必要となる場合は、その目的に応じ、最適な法人格を検討するなど個別具体的な提案に対して必要な支援を行ってきました。なお、市民農園事業の実施のために法人を設立する地区もありました。

IV 第三期長野市都市内分権推進計画における主な取組

1 住民自治協議会など地域への市の支援体制

住民自治協議会など地域への支援は、地域住民や住民自治協議会、市の役割分担を明確にした上で、支所においては支所長が、第一地区から第五地区においては市民活動支援課長及び地区担当職員が窓口となり、都市内分権課が地区活動支援担当をバックアップしながら支援していきます。

(1) 地域を支援する体制の整備

① 支所長権限の強化と支所機能の充実

大幅な職員の増員や財政支出を伴わないことを前提に、本庁の担当課との連携強化、職員配置の最適化、危機管理体制の機能強化等を進めて、住民に最も身近な行政窓口としての市民サービスの維持を図っていきます。

また、平成26年度に創設された、支所長（地区支援担当）の裁量で助成する「支所発地域力向上支援金」制度を活用し、全地区を対象とした地域のまちづくり活動への支援機能を強化します。

② 住民自治協議会の活動拠点の整備

現在、住民自治協議会の活動拠点については、公共施設内に必要なスペースを確保していますが、老朽化や耐震化等により支所庁舎や市立公民館等の建て替えを進める際には、住民自治協議会の活動拠点として必要なスペースについても計画的に整備を図っていきます。

③ 住民自治協議会活動の周知

各住民自治協議会の活動をより多くの市民に知ってもらい、また他の住民自治協議会活動の参考にしてもらえるよう、広報や市のホームページ等で積極的に周知を行います。

④ まちづくり計画の策定

住民自治協議会の将来像や目標を定め、その実現に向けた「地区まちづくり計画」の策定や見直しにおいて、関係課による情報提供やアドバイスなど、地域の主体性を十分に尊重しながら、必要な支援を行います。

(2) 住民自治協議会への財政支援

① 財政支援策の概要

名称	趣旨	対象
地域いきいき 運営交付金	必須及び選択事務に要する経費を含め、各々の地域のニーズに対応した使途を地域住民が決定することで、地域課題の解決を主体とした活力ある地域づくりに資することを目的として交付するもの。	全 32 地区住民自治協議会
住民自治協議会 自立支援補助金	住民自治協議会事務局を統括する事務局長の雇用経費や事務局の機能強化のための人事費を補助することにより、役員の負担を軽減するとともに、活動の継続性や地域の活性化に向けた新たな取組の企画・立案などの機能を強化し、住民自治協議会活動の自立を支援するもの。	事務局長を雇用する住民自治協議会
地域やる気支援 補助金	地区まちづくり計画等、地区の将来像に基づき地区課題の解決を目指して前向きに頑張る住民自治協議会のやる気を支援するため、住民自治協議会が実施する地区ごとの特色あるまちづくり事業に要する経費に対して補助するもの。	各地区住民自治協議会
やまと支援 交付金	人口減少や少子・高齢化が進行している中山間地域は、地域自治による活動が困難となり、地区内の自助・共助機能が低下していることから、地域活性化推進員の雇用経費や住民自治協議会が実施する中山間地域特有の課題を解決するための事業に対して支援するもの。	(中山間地域の 13 地区住民自治協議会)
地区住民自治活 動保険料助成金	住民主体の活発なまちづくりを推進するに当たり、住民が安心して活動できるよう支援するため、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的として、住民自治協議会が加入する地区住民自治活動保険の保険料に要する経費の一部について助成するもの。	全 32 地区住民自治協議会

② 財政支援策の見直し

現在の住民自治協議会への財政支援は前述のとおり、5つのメニューがありますが、財政支援策全体について再検討し、地域いきいき運営交付金への一括化を図るなど、住民自治協議会の活動が持続可能な住民活動として定着できるよう、財政支援策の見直しを行います。

2 住民自治協議会の活動を継続させていくための取組

(1) 組織の効率化や活動内容の見直し支援

高齢化により人口が減少する地区や役員の担い手不足が続く地区がある中で、住民自治協議会を発展させ、持続可能な住民活動として定着させていくためには、組織の効率化や活動内容の見直しを行っていくことが必要です。

また、住民自治協議会は、これまでの地域活動で培われてきた伝統を受け継ぎつつも、慣習にとらわれず、若者や女性などの人材やNPOなどを取り込んでいくことが大切です。

そのために、市では必要に応じて住民自治協議会からの相談を受けたり、情報提供やアドバイスを行うなど、必要な支援を行っていきます。

(2) 支所・地域への市設置機関・住民自治協議会の連携

地域の行政サービス窓口である支所は、同時に地区のまちづくり活動の拠点と位置付けられています。

また、市立公民館は、社会教育施設として地域の公民館活動の拠点に位置付けられており、公民館活動は各種講座の開催や事業実施を通じた地域の人材発掘・育成の場として大変重要です。

そこで、地域におけるリーダーや担い手の育成を図る市立公民館と、地域の住民活動を支援する支所が連携し、育成された人材が住民自治協議会など地域で活躍できるよう支援していきます。

その他、保健センターなどの地域への市設置機関についても、地域の実情を把握する中で連携し、必要に応じて住民自治協議会を支援していきます。

(3) 住民自治協議会相互の交流・連携

それぞれの地域には、中心市街地、住宅地、中山間地などの地域特性があり、地域の規模、自然環境や風習などが違うほか、それぞれの地区には名産物や地域自慢があり特色を持っています。

それぞれの地域が他の地域と交流を行うことは、自らの地域の再認識ができて郷土愛の醸成に繋がるほか、他の地域の活動方法を参考にして地域の活性化等に役立てることもできることから、住民自治協議会相互の交流・連携が必要です。

そのために、市では交流相手先や交流方法等の提案を行うなど、住民自治

協議会同士が関係を持てるよう、必要な支援を行っていきます。

(4) **自主財源の確保向けた取組**

住民自治協議会の自主的な活動として資金調達の方法を工夫し事業化を図り、市民農園事業、バザーの開催、軽トラ市等の住民自治協議会や地区独自の事業が既に実施され、自主財源を確保している地区もあります。

市では、他の地区や自治体等で実施されている事業、国・県等による補助制度の情報を必要に応じて提供するなど、住民自治協議会の自主財源の確保に向けて必要な支援を行っていきます。

(5) **住民自治協議会と市の相互理解の推進**

住民自治協議会の活動が円滑に行われるためには、地域の実情や声に耳を傾けた行政の支援が必要です。一方、協働を推進するためは、支援を行う市の立場や考え方を住民自治協議会や地域住民に説明し、活動に関心を持ってもらうことが大切です。

そのために、出前講座や生き生きトークの機会を利用しながら、相互理解を図る取組を行っていきます。

3 市民理解及び市職員の意識改革の促進

(1) **市民理解の促進**

市民の皆さんとの自治意識を深め、住民自治協議会活動に対して更なる参加・協力が得られるよう、広報や市のホームページなどを通じて住民自治協議会活動を紹介していきます。

また、住民自治協議会など地域の団体では、子どもの頃から地域活動に触れる機会を設けて理解醸成を図ったり、団塊の世代や退職をした世代に向けて地域活動への参加を促すなど、地域を支える人材の育成・確保を図ります。

(2) **市職員の継続的意識改革等**

様々な職員研修の機会を捉えて、継続的に都市内分権に関する研修を実施し、住民自治協議会活動への積極的な参加を促すなど市職員の更なる意識改革を図るほか、地域づくりのコーディネイト能力を有する職員の育成にも取り組んでいきます。

4 将来において必要に応じた検討

次の事項については、今後、必要に応じて検討します。

(1) **地域総合事務所構想**

(2) **自治基本条例の制定**